

氷見市長 あて

申請年月日 年 月 日

氷見市移住支援金交付申請書

富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援金実施要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	自宅
			携帯
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	
世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)		人		18歳未満の人数	人
移住支援金の種類		就業		起業	
				テレワーク	関係人口

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

裏面「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
裏面「富山県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、氷見市に居住し、かつ、就業・起業する意思について (就業・起業の場合のみ記載)		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について (就業の場合のみ記載)		A. 意思がある		B. 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 (テレワークの場合のみ記載)		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
氷見市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

※ 市町村担当課記入欄 (関係人口による移住者のみ)

事業実施計画に添付した「関係人口の対象範囲」の具体的な要件との適合	A. 適合する	B. 適合しない
「A. 適合する」の場合 申請者の関係人口要件 (概要)		

○移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 富山県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び氷見市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に富山県外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富山県外の市区町村に転出した場合：半額 (就業の場合のみ)
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

○富山県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

富山県及び氷見市は、富山県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、富山県及び氷見市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び氷見市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

※添付書類

【必ず必要な書類】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②氷見市の世帯全員の住民票
- ③移住元の住民票除票 (申請者を含む2人以上の世帯員の場合は世帯員全員分)
- ④連続して5年以上在住したことを証明する書類
- ⑤口座振替による支払申出書及び預金通帳又はキャッシュカードの写し (移住支援金の振込先)
- ⑥移住先での要件を満たしていることが確認できる書類 (就業先法人の就業証明書 (様式第2号の1) 又は起業支援金の交付決定通知書の写し、テレワーク就業証明書 (様式第2号の2))

【場合により必要となる書類】

<雇用される者として東京23区以外の東京圏 (条件不利地域を除く。以下同じ。) から東京23区に通勤していた場合>

- ⑦東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

<個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑧開業届出済証明書等 (移住元の在勤地を確認できる書類)
- ⑨個人事業主等の納税証明書 (移住元の在勤期間を確認できる書類)